CORPORATE GOVERNANCE

PALTEK CORPORATION

最終更新日:2020年4月7日 株式会社 PALTEK

代表取締役社長 矢吹 尚秀

https://www.paltek.co.jp/

問合せ先:取締役オペレーショナルサービスディビジョン本部長 井上 博樹

証券コード: 7587

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1.基本的な考え方

当社グループはコーポレート・ガバナンスを、ステークホルダーすべてに対して企業価値の最大化を図り、「多様な存在との共生」という経営理念を実現するための経営統治機能と捉えております。その基本方針として、「常に市場環境の変化に迅速に対応すること」及び「経営の透明性を高めること」を掲げ、そのために、下記の視点から、具体的なコーポレート・ガバナンス体制の充実を図っております。 (基本方針)

- ・市場環境の変化に迅速に対応
- ・経営の透明性を高める

(具体的施策)

- ・経営会議と取締役会を同日開催することによって意思決定を迅速化
- · 数値管理、採算管理の徹底
- ・社外取締役及び社外監査役による客観的な視点の導入
- ・従業員に対する情報開示の充実(全社会議、イントラネットを利用した情報開示)
- ・リスク情報連絡規程に基づく社内情報の収集と開示

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 議決権電子行使プラットフォーム利用、招集通知の英訳】

現時点におきましては、議決権電子行使プラットフォームの利用は実施しておりませんが、議決権電子行使プラットフォームの利用については今 後の検討課題としております。

【原則1-3 資本政策の基本的な方針】

当社は現在資本政策の基本方針を開示しておりませんが、資本政策の基本的な方針の開示については今後の検討課題としております。

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、取引関係の維持・発展、業務提携等の事業展開等を勘案し、当社及び当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると判断する場合にのみ株式を政策保有する方針としております。上記方針に基づき、個々の政策保有株式について、原則年1回以上保有目的及び合理性を確認し、保有の意義を取締役会で検証いたします。さらに、株式の議決権行使は、当社及び当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するかどうかを判断した上で行います。なお、今後は当社の資本コストを的確に把握し、個々の政策株式の保有合理性の判断基準の一つとして検討してまいります。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度を採用しております。積立金の管理及び運用に関しては、社外の資産管理運用機関と契約を締結し、資産構成割合等を目標リスクの範囲におさまるよう、適切な資産の管理及び運用ができる体制を整備しております。運用に当たる適切な資質を持った人材の登用・配置は行っておりませんが、外部機関による運用実績等を適切にモニタリングするべく、総務・経理部門が業務を担当しております。

【補充原則3-1-2 英語での情報の開示・提供】

英語での情報の開示・提供については必要に応じて決算短信や招集通知など一部の資料を英訳しておりますが、今後については資料の英訳の充実を図ってまいります。

【補充原則3-2-1(1) 外部会計監査人の評価基準】

外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握・評価を行っておりますが、外部会計監査人候補の評価に関する明確な基準は策定しておりません。今後は、必要に応じて監査役会にて検討してまいります。

【補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者計画の策定・運用】

最高経営責任者等の後継者候補については現在計画しておりませんが、今後の検討課題としています。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

経営陣の報酬については、基本報酬及び単年度業績連動の賞与で構成しております。インセンティブ付けとして中長期的な業績や潜在的リスクを反映させることは、今後の検討課題としています。

【補充原則4-2-1 経営陣の中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬の割合】

経営陣の報酬については、基本報酬及び単年度業績連動の賞与で構成しております。中長期的な業績との連動、自社株報酬の導入については、今後の検討課題としています。

【補充原則4-3-2及び補充原則4-3-3 最高経営責任者の選解任】

最高経営責任者等の後継者候補者の決定手続き及び解任手続きについては、後継者計画の策定と併せて、現在の経営陣幹部の評価を勘案し、 独立社外取締役の適切な関与の下、客観性・適時性・透明性を確保した体制とすべく、今後検討したいと考えております。 【補充原則4-8-1及び補充原則4-8-2 社外取締役の定例会合及び筆頭独立社外取締役の決定など】

当社では独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に参加し、貢献しておりますが、現在、独立社外取締役のみを構成員とする定期的 な会合は開催しておらず、「筆頭独立社外取締役」の決定も行っておりません。独立社外取締役のより有効な活用については、今後、監査役会と の連携も含め、検討してまいります。

【補充原則4-10-1 指名・報酬等に関する独立社外取締役の関与・助言】

当社は監査役設置会社であり、かつ、独立社外取締役を3名選任し、社外監査役を2名選任しております。独立社外取締役及び独立社外監査役 は、取締役会にて活発に議論に参画しており、公正かつ透明性の高い体制が整備されております。従いまして、現段階においては指名・報酬など に関する検討への関与を目的とした独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問機関の設置の必要性はないものと考えております。しか し、より透明性の高いガバナンス体制を目指し、本補助原則について継続検討してまいります。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役候補者の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、社内規程等で定めておりませんが、知識や経験、専門性を総合的に判断し指 名の手続きを行っております。今後は必要に応じて社内規程等で定める等の検討を行うと共に、取締役会及び監査役会全体としての知識・経験・ 能力のバランス、多様性及び規模をより意識した体制を整備してまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社は原則として年に1回、各取締役および各監査役に取締役会の実効性に関するアンケートを実施しております。今後は、そのアンケート結果 等を参考に分析・評価を行い、その結果の概要を開示するとともに、必要に応じて取締役会の運営等の見直しを行う予定であります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、中期経営計画を策定し、売上高、営業利益率の目標を定め、その達成に向けた具体的な施策を策定しております。中期経営計画は決算 短信、有価証券報告書、事業報告書等で開示しております。また、中期経営計画は、業績、今後の社会・経済情勢、消費市場等が大きく変化し、 開示すべき変更が生じた際はその修正内容を開示してまいります。今後は、資本コストの考え方とともに、事業ポートフォリオの見直しや設備投 資、研究開発費、人材投資等経営資源の配分等の考え方の説明について、その方法も含め、検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づ〈開示】 更新

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役会規程において、関連当事者間の取引については取締役会決議事項としており、当該取引を行った場合は、重要な事実を取締役 会に報告することとなっております。 なお、関連当事者間取引の有無については、年1回関連当事者間取引の調査票の提出を求め、監視を行って おります.

【原則3-1.情報開示の充実】

(1)当社の経営理念等は当社ウェブサイトに掲載しております。

https://www.paltek.co.jp/corporate/corp/rinen.htm

(2) 当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針について、当社ウェブサイトに掲載しております。

https://www.paltek.co.jp/corporate/ir/houshin/governance.htm

- (3)当社の取締役の報酬については、基本報酬と単年度業績連動の賞与から成り立っております。取締役の基本報酬については、業界あるいは 同規模の他企業の水準を勘案の上、株主総会にその総額の上限を上程し、各取締役の職位及び取締役会の協議に基づき取締役会で決定され たガイドラインに沿って代表取締役が決定しております。また、賞与については、当期の業績に基づいた総額を各取締役の業績に対する貢献度に 基づき取締役会で決定されたガイドラインに沿って取締役会の協議の上代表取締役が決定しております。
- (4)経営陣幹部、取締役候補につきましては、知識や経験、専門性を総合的に判断し、株主からの経営の委任に応え、その職務と責任を全うでき る適任者を代表取締役が選定し、取締役会で決定しております。また、監査役候補者につきましては、監査役として必要な能力及び知見を備え、 豊富な経験とともに高い倫理観を持った適任者を監査役の同意を得て、取締役会で決定しております。なお、社外役員の独立性に関しては、東京 証券取引所の定める独立性の要件に従い、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことで独立性を有しているものと考え ております。
- (5)取締役·監査役のうち社外役員でない役員の選任に当たっては、実績及び見識などを総合的に判断し選任しております。また、社外取締役· 社外監査役の選任理由につきましては株主総会招集通知参考資料及び本コーポレート・ガバナンス報告書に記載しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、「取締役会規程」を定め、法令に準拠して取締役会で審議する内容を定めております。また、「職務権限規程」を定め、経営陣が執行でき る範囲を明確に定めております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、取締役会の監督機能(モニタリング)の強化とともに、当社グループの中長期的な企業価値向上に資する助言を経営に取り入れるため、 取締役6名のうち3名を豊富な経験や知見を有する独立社外取締役として選任しております。当該独立社外取締役は、ベンチャーキャピタリスト、 自動車業界経験者、代表取締役社長経験者という豊富な知見と見識を持っており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与す るという役割・責務を果たす資質を十分に備えております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は予てより、会社法及び東京証券取引所が定める独立性基準を当社の独立性判断基準としております。そして、この基準を充たしているこ と、実質的にも独立性があると判断されること、実績・経験・知見に基づき取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できること 等を満たす人物を独立社外取締役の候補者として選定しております。

【補充原則4-11-2 取締役·監査役の兼任状況】

当社の社外取締役3名のうち1名は他の上場会社等の役員を兼務しております。兼任社数は多いと考えられますが、ベンチャーキャピタリストとし て経営に関与しており、さまざまな会社での事業立ち上げ支援の経験を有しております。その経験をもとに、経営に関する助言や監視を適切に行 うことができると考えております。なお、社外取締役及び社外監査役の他社との重要な兼任状況は、株主総会招集通知や有価証券報告書、コー ポレート・ガバナンス報告書等を通じて、毎年、開示を行っております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、当社取締役及び監査役が、その役割・責務を果たすために必要なトレーニングの機会を継続的に提供することを基本方針としておりま す。当社取締役及び監査役は、当社が主催する役員研修や外部セミナー等に積極的に参加することで、必要な知識、あるいは時勢に応じた新し い知識の習得や研鑽に努めております。また、当社の取締役または監査役に就任する際には、会社経営上の意思決定に必要な広範な知識や業 務遂行に求められる知識習得のために外部セミナー等に積極的に参加する機会を設けております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的成長及び中長期的な企業価値向上を実現するためには、株主・投資家との積極的且つ建設的な対話が必要不可欠と考えており ます。そのため、代表取締役及びPRデジタルマーケティングIR担当を中心としたIR体制を整備し、当社の経営戦略に対する理解を深めるための機 会創出に努めております。具体的には機関投資家向けの決算説明会、個人投資家向けの会社説明会を開催し、マネジメント自らの言葉で株主・ 投資家に現況、戦略を伝えているほか、機関投資家からの個別取材にも積極的に応じております。

2.資本構成

外国人株式保有比率^更

10%以上20%未満

【大株主の状況】



氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社エンデバー	3,575,480	32.64
MLPFS CUSTODY ACCOUNT	592,440	5.40
NOMURA PB NOMINEES TK1 LIMITED	522,100	4.76
NPBN-SHOKORO LIMITED	422,400	3.85
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	370,100	3.37
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	242,600	2.21
パルテック従業員持株会	232,024	2.11
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	188,000	1.71
平澤 光世	140,000	1.27
大沢 隆太	86,000	0.78

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

- (1)「大株主の状況」につきましては、2019年12月31日の状況を記載しております。
- (2)2019年6月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、タワー投資顧問株式会社が2019年6月6日現在で 以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年12月31日現在における実質所有株式数の確認が できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者 タワー投資顧問株式会社

東京都港区芝大門1丁目2番18号 野依ビル2階

保有株券等の数 株式 1,333,400株

株券等保有割合 11.25%

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	12月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員 数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性				ź	≹社と	:の関	係()			
K	周江	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
村口 和孝	他の会社の出身者											
東 重利	他の会社の出身者											
守武 敏充	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村口 和孝			社外取締役に選任した理由は、ベンチャーキャピタリスト及び経営者としての専門知識や豊富な経験、幅広い見識に基づき、当社の企業価値向上のために貴重な意見を述べていただくためであります。また、同氏は、現在は当社と直接取引関係のない企業の代表取締役や社外取締役を兼任しております。当社と同氏との間に利害関係はなく、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反を生じる恐れがないと判断したため、独立役員として指定しております。

東重利	社外取締役に選任した理由は、トヨタ自動車株式会社及び同社グループの株式会社トヨタマップマスターにおいて自動車業界に関する豊富な経験と幅広い見識をもち、株式会社トヨタマップマスターにおける代表取締役社長としての豊富な知見・経験等に基づき、当社の企業価値向上のために貴重な意見を述べていただくためであります。 当社と同氏との間に利害関係はなく、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反を生じる恐れがないと判断したため、独立役員として新たに指定するものです。
守武 敏充	社外取締役に選任した理由は、トヨタ自動車株式会社及び同社グループのトヨタテクノクラフト株式会社、株式会社トヨタモデリスタインターナショナルにおいて自動車業界に関する豊富な経験と幅広い見識をもち、株式会社トヨタモデリスタインターナショナルにおける取締役としての豊富な知見・経験等に基づき、当社の企業価値向上のために貴重な意見を述べていただくためであります。 当社と同氏との間に利害関係はなく、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反を生じる恐れがないと判断したため、独立役員として新たに指定するものです。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の具体的な連携活動は以下を実施しております。

年度当初の会計監査計画の提供(スケジュール・前期懸案事項・監査上の重要課題等)

会計監査人の監査実施報告の受領

監査の正当性を判断するに必要とされる十分な情報提供と説明・意見交換

監査役・会計監査人相互の監査における重要情報の交換

これらの連携活動により監査体制の充実をはかり、それぞれが担う監査業務の品質を高めることで、監査に対するステークホルダーの期待に応えると同時に、企業活動の健全化に資する体制を維持しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性					会	社と	の	関係	()			
戊 有	月1年	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	m
勝木 純三	他の会社の出身者												
原川 敬英	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)^{更第}

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
勝木 純三		勝木純三は、2015年3月まで当社の取引 先である京セラ株式会社の業務執行者で ありました。	社外監査役に選任した理由は、電子部品及び通信業界、並びに海外での事業に関する広範な知見と幅広い経験に基づき、当社の企業価値向上のために貴重な意見を述べていただくためであります。同氏は、2015年3月まで当社の取引先である京セラ株式会社の業務執行者でありましたが退職後5年が経過しており、また当社と京セラ株式会社の売上高に対する取引金額の割合は僅少であります。当社と同氏との間に利害関係はなく、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反を生じる恐れがないと判断したため、独立役員として指定しております。
原川 敬英			社外監査役に選任した理由は、NPO法人ベンチャー支援機構MINERVAを企画・運営する株式会社TNPパートナーズでベンチャー企業の発掘・支援・育成に携わり積み上げた会社経営支援及び財務政策に関する豊富な経験、幅広い見識に基づき、当社の企業価値向上のために貴重な意見を述べていただくためであります。 当社と同氏との間に利害関係はなく、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反を生じる恐れがないと判断したため、独立役員として新たに指定するものです。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は役員報酬と賞与の支給により、役員の功績に応える形をとっております。また、インセンティブ付与の実施については、現在のところ予定しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明



連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。

なお、2019年12月期の役員報酬等の内容は以下のとおりです。

取締役(社外取締役を除く、支給人員:5名)

固定報酬: 69百万円 業績連動報酬:10百万円

監査役(社外監査役を除く、支給人員:1名)

固定報酬:1百万円

社外役員

固定報酬:18百万円

(注)取締役の報酬限度額は、年額2億5千万円以内(1998年3月26日、第16期定時株主総会決議)、監査役の報酬限度額は、年額1億 円以内(1998年3月26日、第16期定時株主総会決議)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、社外取締役及び社外監査役に対し取締役会及び経営会議等の重要な会議への出席を要請し、業務執行の内容に関する情報を共有 しております。また、社外取締役及び社外監査役は、必要に応じて取締役及び従業員に対し説明及び関係資料の提示を求めることができ、監督・ 監査を効率的・実効的に行える体制を整えております。

2.業務執行、監査·監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート·ガバナンス体制の概要) 更新



(1)業務執行機能

当社グループ各社において各部門の抱える諸問題を速やかに解決し、より俯瞰的に経営判断を下すために、当社取締役、当社部門長及びグ ループ各社の責任者によって構成される経営会議を毎月開催しております。この経営会議には、監査役も出席し、適宜、意思決定の適正性、経営 の遵法性の視点から意見の表明や報告を行っております。そして、この経営会議で決定された方針を組織の細部にまで展開させるため、方針管 理を導入しております。また、経営会議の同日に取締役会を開催し、経営に関する重要課題に対し迅速に判断を下すよう努めております。これら の定期的な会議の他に、状況に応じて臨機応変に各種会議を開催、即座に情報を把握し、素早い判断と行動につなげることで、激しく変化する市 場環境に対して柔軟に対応するよう努めております。

(2)監査・監督の機能

当社は監査役制度を採用しており、豊富な経験を持つ社外監査役を迎え、業務執行に対する客観性を重視し、経営の健全性を高める陣容と なっております。監査役の人員構成は提出日現在で3名(内、社外監査役2名)となっており、監査役は取締役会及び経営会議等重要な会議にも 出席し、意思決定の過程及び業務の執行の把握に努めるとともに必要な報告を受けております。

当社グループでは、経営全般の質の向上を目的に、社長より任命された内部監査人1名による内部監査を行っております。一般業務をはじめと する会社のすべての活動や制度を、経営目的や規程・コンプライアンスに照らし、妥当性と効率性の観点から公正な立場で評価、指摘、指導する ことにより、継続的な改善に努めております。また内部監査は随時、監査役及び会計監査人と相互に情報を共有し効率的に監査を遂行しておりま す。

業務全般におけるコンプライアンスについては、社外弁護士から適宜助言を受けております。また、会計監査人による会計監査は、有限責任監 査法人トーマツと監査契約を締結∪会社法及び金融商品取引法に基づ⟨会計監査を受けております。 当社の会計監査業務を執行∪た公認会計士 は、片岡久依及び細野和寿の両氏です。会計監査に係わる補助者は、公認会計士等14名であります。

(3)指名、報酬決定等の機能

当社において、取締役候補者の選定及び報酬の内容の決定に関する特別な機関は設置しておりません。なお、取締役候補者の選定について は、知識や経験、専門性を総合的に判断し、その職務と責任を全うできる適任者を代表取締役が選定し、取締役会で決定しております。また、取 締役の報酬については基本報酬と賞与から成り立っております。その内容の決定は、基本報酬については、業界あるいは同規模の他企業の水準 を勘案の上、株主総会にその総額の上限を上程し、各取締役の職位及び取締役会の協議に基づき取締役会で決定されたガイドラインに沿って代 表取締役が決定しております。また、賞与については、当期の業績に基づいた総額を各取締役の業績に対する貢献度に基づき取締役会で決定さ れたガイドラインに沿って取締役会の協議の上代表取締役が決定しております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度を採用しており、取締役会と監査役会による業務執行の監督及び監視を行っております。取締役会は取締役6名で構成して おり、経営方針、経営戦略などの重要な業務に関する事項や法令、定款で定められた事項の決定を行っています。監査役会は監査役3名で構成 しており、経営に対する監視・監督機能を果たします。

また、当社グループ各社において各部門の抱える諸問題を速やかに解決し、より俯瞰的に経営判断を下すために、当社取締役、当社部門長及 びグループ各社の責任者によって構成される経営会議を毎月開催しております。この経営会議には、監査役も出席し、適宜、意思決定の適正性、 経営の遵法性の視点から意見の表明や報告を行っております。そして、この経営会議で決定された方針を組織の細部にまで展開させるため、方針管理を導入しております。また、経営会議の同日に取締役会を開催し、経営に関する重要課題に対し迅速に判断を下すよう努めております。さらに、グループ会社を含めた各部門における業務の執行は、中期計画、年度単位の目標管理数値及び予算等に基づき評価され、業績及び目標達成進捗をグループ全体で管理する制度を整備しております。加えて、内部監査体制については、社長直轄の内部監査人が、法令や定款、社内規程等への適合や効率的な職務遂行の観点から、各部門及びグループ会社の監査を内部監査計画に基づき実施し、その結果を社長及び監査役へ報告しております。

以上のような体制を構築することで社内外のチェックは十分機能しているものと考えていることから、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、多くの株主の方に株主総会に参加いただくため、2003年3月29日に開催した第 21期定時株主総会より、毎回、土曜日の午後1時から定時株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、多くの株主の方から議決権行使をしていただくため、2003年3月29日に開催した 第21期定時株主総会より、三菱UFJ信託銀行の協力のもと、インターネットによる議決権 行使システムを採用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社は、2003年3月29日に開催した第21期定時株主総会より、招集通知の要約を英文で 当社ウェブサイトに掲載しております。
その他	当社では、2003年3月29日に開催した第21期定時株主総会より、プレゼンテーション資料を用い、営業報告、議案の内容説明を行っております。当期におきましても、株主の皆さまに当社グループの事業内容、事業環境等をご理解いただけるように、プレゼンテーション資料にて詳細に事業報告を行いました。

2.IRに関する活動状況 ^{更新}

	補足説明	代表者 自身に よるの 明無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにIR開示方針を掲載しております。 https://www.paltek.co.jp/corporate/ir/houshin/policy.htm	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社は2014年より定期的に個人投資家説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、1998年7月の株式公開以来、アナリスト・機関投資家向けに、説明会を開催しております。当日は、代表取締役社長より「業績概況」、「今後の見通し」等について説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社は、以下のIR資料をホームページに掲載しております。 URL:https://www.paltek.co.jp/corporate/ir/index.htm ・決算短信 ・有価証券報告書 ・説明会でのプレゼンテーション資料及び説明会の様子を動画で配信 ・株主への報告書(PALTEK Report)	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署:PRデジタルマーケティング IR担当役員:代表取締役会長及び代表取締役社長がその任にあたっております。 IR事務連絡責任者:PRデジタルマーケティング 課長	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社が掲げる「多様な存在との共生」の理念に基づき、「地球環境との共生」を具体的なマネジメントの仕組みとして確立するために、2003年12月に、財団法人 日本品質保証機構 (JQA)の審査により、環境マネジメントシステム国際規格ISO14001の認証を取得し、2013年3月に株式会社トーマツ審査評価機構に、2016年12月に日本検査キューエイ株式会社に審査機関を移行しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、「多様な存在との共生」を「PALTEK経営理念」とし、当社を取巻〈様々な外部環境への適合・共存の実現を目指しております。「共生の理念」を実現するために、取締役・従業員すべてが高い倫理観をもち、法令・定款を遵守する体制を再度認識することを目的として、具体的に以下の整備を行っております。

イ.「PALTEK行動指針」

取締役及び従業員「自ら」が次の事項を表明しております。

(a) 法令を遵守し誠実かつ倫理的に行動する

ロ.「コンプライアンス基本規程」の制定

当社の役員及び従業員が、企業人、社会人として求められる価値観・倫理観によって誠実に行動し、法令(行政上の法律・通達等を含む)、社内規程・社内規則等及び企業倫理・行動指針に基づいて行動することを趣旨として、次の事項を規定しております。

- (a) 役員及び従業員の責務(法令遵守と倫理的行動の実践)
- (b) 禁止事項(コンプライアンス違反行為の実行·指示·示唆·黙認)
- (c) コンプライアンス違反行為を行っていることを知ったときの報告の義務
- (d) コンプライアンス事前相談の実施
- (e) コンプライアンス研修の実施
- 八.「リスク情報連絡規程」の制定

会社における法令・定款・行動指針の違反やリスク等(顕在化情報・顕在化可能性情報を含む)をいち早く察知し、会社のイメージダウンや信用の失墜につながる不祥事等の可能性を、"芽"の段階で摘み取り、会社の「自浄作用」を円滑に働かせることにより、組織の透明性を確保するための体制を整備しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については「取締役会規程」、「文書管理規程」及び「稟議規程」において議事録の保存・稟議決裁書類の原本保管を規定し、適正な保存・管理を行うとともに、適切に閲覧の要請に対応できる体制を整備しております。また、稟議書の電子決裁が可能となるワークフローシステムを導入し、より適正でスピーディーな決裁を可能とし、閲覧性も向上させております。

3. 損失の危険に関する規程その他の体制

当社ではリスクが顕在化することの未然防止と顕在化した場合の損失を最小限に抑えるため、全社的なリスク管理体制の構築を目指しております。具体的には、リスクの顕在化または顕在化の可能性を組織的に察知し、リスク対応・情報伝達・情報開示するための体制を以下のとおり整備しております。

イ.「リスク管理規程」の制定

当社におけるリスクの範囲をコンプライアンスリスク、ストラテジーリスク、営業リスク、財務リスク、事故によるリスク、犯罪リスク、権利リスク、人事リスク、災害リスク、情報漏洩リスク、その他会社の存続にかかわる重大な事案を明確にするとともに、各リスク対応担当部署を明確化し、顕在化した場合の招集、対策組織の構成、リスク対応の具体的業務を規定しております。

ロ.「リスク情報連絡規程」の制定等

様々な「損失の危険」に対応するために、オペレーショナルサービスディビジョン及び監査役をリスク情報窓口として設置するとともに、さらに次の特別な体制を確保しております。

- (a) 情報漏洩リスクに対しては、当社は2004年12月21日、株式会社トーマツ審査評価機構の審査により、情報セキュリティマネジメントシステムISMS認証を取得し、2007年11月には同認証のISO化への移行対応を終えて、ISO27001(JIS Q 27001)の認証を受けました。今後もISO27001(JIS Q 27001)の維持更新を行うことにより情報セキュリティの能力及び管理体制を維持してまいります。
- (b) 災害リスクに対しては、「危機対応管理手順書」の策定及び安否確認システムの導入により、災害時の事業継続体制・復旧体制を確保しております。

八.リスク対策室

当社では、経営危機が発生したときまたはリスク情報が経営危機に発展する可能性のあるとき等必要に応じて、危機の解決・克服または回避のため、オペレーショナルサービスデビジョン本部長は直ちにリスク対策室を招集・設置いたします。リスク対策室では、以下の業務を実施することとしております。

- (a) リスク及び経営危機に関する情報収集
- (b) 必要な場合は官庁との連絡
- (c) 対応策の検討、決定及び実施
- (d) 社内・社外への情報のコントロール
- (e) 再発防止策の検討、決定及び実施
- (f) その他対策等で必要なこと

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、取締役会において合理的かつ効果的な意思決定を行う観点から、取締役会開催前に、取締役、監査役、各部門長、グループ会社の責任者で構成される経営会議を開催し、各部門及びグループ会社の抱える諸問題や業務目標達成に向けた課題を共有し、経営の方向性を確認する体制をとっております。

さらに、グループ会社を含めた各部門における業務の執行は、中期計画、年度単位の目標管理数値及び予算等に基づき評価され、業績及び目標達成進捗をグループ全体で管理する制度を整備しております。加えて、内部監査体制については、社長直轄の内部監査人が、法令や定款、社内規程等への適合や効率的な職務遂行の観点から、各部門及びグループ会社の監査を内部監査計画に基づき実施し、その結果を社長及び監査役へ報告しております。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社ではグループ会社の業務の適正を確保するために、経営会議において業務の執行状況・業績・財務内容に関し定期的に報告を受け、グループ全体の観点から俯瞰的に問題点、方向性等の検討を行っております。

また、当社「関係会社管理規程」において、当社を中心としたグループのガバナンス体制構築の指針を定め、グループ全体における業務の適正の確保及び遵法体制の確立を明確化しています。さらに、当社の内部監査人が法令・定款・社内諸規程への適合等のコンプライアンスの観点からグループ会社の内部監査を内部監査計画に基づき実施することでコンプライアンス意識の浸透、業務執行の適正性を確保するための連携体制をとっております。

6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を遂行する上で監査役を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役を補助すべき使用人を任命いたします。監査役を補助する使用人は、監査役が指定する補助すべき期間においては監査役の指揮権の下に置かれ、取締役の指揮命令は受けないものとすることで、取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性を確保しております。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制及びその他の監査役への報告に関する体制ならびにその他当社では「監査役規則」により監査役の経営会議への出席を義務付けており、監査役に対しグループ全体の情報が定期的に報告され、また監査役は必要に応じて取締役及び従業員に対し説明及び関係資料の提示を求めることができ、監査を効率的・実効的に行える体制を整えております。

さらに監査役は内部監査部門及び会計監査人と連携した情報の共有化を行い、当社の現状について幅広い情報を得ることにより監査役監査の 実効性をさらに充実させるよう努めております。

また、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項やコンプライアンスに関する重要な情報は「リスク情報連絡規程」において、リスク対策室または従業員から直接監査役へ報告される体制を構築しております。

- 8.前号の報告をした者が当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制 監査役に対して、情報提供した取締役及び使用人が当社及びグループ会社において不利益な取り扱いを受けない制度を「リスク情報連絡規程」 に定めております。
- 9.当社監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理について は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、監査役の請求により当該費用又は債務を処理しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「反社会的勢力の排除に関する規程」を定め、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求には、弁護士や警察等の外部専門機関との緊密な連携のもと、情報収集と安全確保に努め、組織全体として毅然とした態度で対応することとしております。

1.買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制状況は、次のとおりです。

1.ディスクロージャーの基本方針

当社は、株主・投資家、その他ステークホルダーの皆様に対し、公正で適時適切な情報を提供することにより、当社の事業内容及び経営への理解と信頼をいただけるように努めます。金融商品取引法及び東京証券取引所の定める有価証券上場規程に準拠した情報の開示に努めるほか、 当社の判断により当社を理解していただ〈ために有効と思われる情報につきましても、タイムリーかつ積極的な情報開示に努めます。

2.情報開示に係る社内体制の状況

- (1)情報開示に係る責任者及び担当部署
- ・情報取扱責任者 取締役オペレーショナルサービスディビジョン本部長
- ·情報開示担当部署 オペレーショナルサービスディビジョンPRデジタルマーケティング

開示情報の収集、開示文書の作成及び開示手続きについては、情報取扱責任者の監督の下、PRデジタルマーケティングが実施しております。

(2)情報開示の判断

・決定事実に関する情報

決定事実については、定時取締役会で決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速に意思決定いたします。 決定事実が重要事実に該当する場合には、速やかに開示いたします。

・発生事実に関する情報

重要事実が発生した場合、当該事実を認識した部署から情報開示担当部署に情報が集約され、情報取扱責任者に報告されます。 情報取扱責任者は、情報開示担当部署と協議し、有価証券上場規程に準拠して当該情報の内容及び開示の検討を行い、開示が必要な 場合には迅速に行うよう努めております。

・決算に関する情報

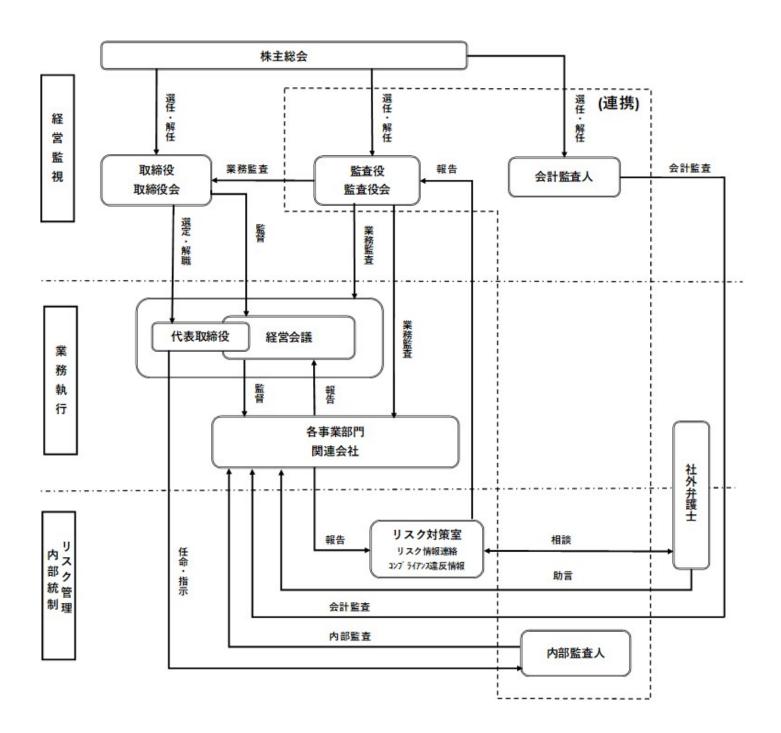
決算情報については、ファイナンス&アカウンティンググループ及びPRデジタルマーケティングにおいて作成し、取締役オペレーショナルサービス ディビジョン本部長の確認の後、決算に関する取締役会での承認決議を経て開示いたします。

·その他 P R 情報

当社が独自に投資判断に影響を与えると判断した情報については、情報開示担当部署が立案し、情報取扱責任者による確認を経て開示を決定いたします。

(3)情報開示の方法

有価証券上場規程に規定される重要事実に該当する情報は、同規程に従い、東京証券取引所の提供する適時開示情報伝達システム(TDnet)にて開示するとともに、当該情報を広く伝達できるよう、当社ウェブサイトに速やかに掲載し、必要に応じて報道機関への発表を行います。また、有価証券上場規程に規定される重要事実に該当しない情報については、適時開示の趣旨を踏まえ、当社ウェブサイトに掲載することにより公平かつ広範に当該情報が投資家の皆様に伝達されるよう努めます。



<適時開示体制の模式図>

